

JPRS ユーザー会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「JPRS ユーザー会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、ドメイン名および DNS に関する情報交換を行うことにより、会員相互の研鑽および発展を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 意見交換会の開催
- (2) その他本会の目的達成に必要な活動

(活動年度)

第 4 条 本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 2 章 会員

(会員資格)

第 5 条 会員資格は、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）との間でドメイン名の登録申請等の取次契約（以下「指定事業者契約」という）を締結している団体とする。

(入会)

第 6 条 入会を希望する者は、所定の申込み手続により入会を申し込むものとし、前条に定める会員資格を有する場合には、事務局が申し込みを受理した時に会員となる。

2 会員は、入会申込み内容に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。

(退会)

第 7 条 会員は、退会する場合、書面または電子メールにより所定の

届け出をするものとする。

2 指定事業者契約が終了した場合は、会員は退会となる。

3 総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決により除名の決議がされた場合は、当該会員は当該決議の時点で退会となる。

第3章 役員

(定員)

第8条 本会には、会長を1名、副会長を2名以内として置く。

(選任)

第9条 会長は、会員の役員または従業員の中から総会において選任する。

2 副会長は、会員の役員または従業員の中から、会長がこれを選任する。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また会長は、本会の活動目的の遂行に必要な事務を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 会長は、本会所定の方法により、会員に対して活動年度ごとの活動報告を行い、また、必要な場合、本会の活動目的の遂行に必要な事務の経過および結果を報告する。

(任期)

第11条 会長の任期は、選任日から4年が経過する日の属する活動年度において開催する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 副会長の任期は、会長による選任の時から会長の任期が満了する時までとし、再任を妨げない。なお、会長は、副会長の任期中であっても、これを解任することができる。

3 会長および副会長は、辞任または任期満了により退任する場合であっても、当該辞任または退任の結果会長および副会長に欠員が生じる場合には、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行う。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、会則に定める決議事項の議決を要するとき、または会員の過半数から書面により請求のあったとき、会長が招集する。

(総会の招集)

第13条 総会を招集するには、少なくとも会日の7日前までに日時、場所および議題を書面または電子メールにより会員に通知しなければならない。

(総会の議長、議決)

第14条 総会の議長は、会長とする。

2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、総会員の3分の1以上が出席し、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 会員は、総会に出席しなくとも書面をもって議決し、または他の会員を代理人として議決の行使を委任することができるものとし、この場合前項の出席会員数に算入する。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会長の選任または解任
- (2) 会則の変更
- (3) 本会の解散
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の議事録)

第16条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数
- (3) 出席会員数（書面表決者を含む）
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の結果

第5章 会則の変更・解散

（会則の変更）

第17条 この会則の変更は、総会員の3分の1以上の会員が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の承認をもって行う。

（解散）

第18条 本会の解散は、総会員の3分の1以上の会員が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の承認をもって行う。

第6章 その他

（事務局）

第19条 本会の事務を処理するため、事務局をJPRSに設置する。
2 事務局に事務局長を置き、その任免は会長が行う。

（細則）

第20条 この会則の実施に関して必要な細則は、総会の議決を経て別に定める。

附則

1 この会則は、2018年10月19日から実施する。